

平成13年12月18日  
兵警情例規甲第31号

兵庫県警察情報管理業務監査実施要領を下記のように定め、平成14年1月1日から実施する。  
なお、情報管理システム監査実施要領について（平成元年兵警情例規第25号）は、廃止する。

記

第1 総則

1 趣旨

兵庫県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第21号）第3条第2項の規定に基づき定める情報管理業務監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 定義規定等の適用

兵庫県警察情報管理システム運営要領（平成13年兵警情例規甲第30号）に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この要領において適用する。

第2 監査の実施体制

1 実施責任者

- (1) 警察本部に、監査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- (2) 実施責任者は、システム管理者（警察共通基盤システム等運営要領第13の規定により兵庫県警察本部長に委任された事項等について（令和6年兵警情例規甲第30号）第2の1に規定するシステム管理者をいう。以下同じ。）及び運用主管課長とする。
- (3) 実施責任者は、次に掲げる職務を行う。
  - ア 監査の実施計画の策定に関すること。
  - イ アに掲げるもののほか、監査の実施に関すること。

2 実施担当者

実施責任者は、兵庫県警察情報管理システムに係る情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、所属長補佐等以上の職員のうちから実施担当者を指定するものとする。

3 実施補助者

実施責任者は、実施担当者を補助させるため、所属職員のうちから実施補助者を指定することができる。

第3 監査の種類

監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常監査 システム総括責任者が、年度ごとに策定する実施計画に基づき、兵庫県警察情報管理システムに係る情報の取扱状況全般について行う監査
- (2) 特別監査 システム総括責任者及び運用主管部長が特に必要があると認めたときに共同して行う監査
- (3) 予備監査 システム総括責任者が、警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和

4年警察庁訓令第11号。以下「警察庁訓令」という。)第5条第2項の規定により長官官房長及び関係局部長が定める警察庁情報管理業務監査実施要領2に規定する通常監査を円滑に受監するために、警察共通基盤システム(警察庁が整備する共通プログラム等(共通プログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。)及びそれらが動作する物理サーバ等、各業務プログラム等(各業務プログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。)並びにこれらと接続する警察庁又は都道府県警察が整備する情報システムをいう。)及び警察情報管理システム(警察庁訓令第6条の規定により長官官房長及び関係局部長が定める警察共通基盤システム等運営要領第1の2の(7)に規定する警察情報管理システムをいう。)に係る情報の取扱状況全般について行う監査

#### 第4 通常監査

##### 1 通常監査の実施

システム管理者は、年度ごとに、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含む通常監査の実施計画を定め、システム総括責任者の承認を得て実施するものとする。

##### 2 運用主管課長への職員派遣要請

システム管理者は、対象業務の監査を行うに当たり、必要がある場合は当該業務の運用主管課長に対し、実施補助者として職員の派遣を求めることができる。

##### 3 実施担当者等の権限

実施担当者及び実施補助者は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明及び資料の提出を求めることができる。

##### 4 システム総括責任者への報告

実地調査を終了したときは、実施担当者は、意見を付してその結果を速やかにシステム管理者を経てシステム総括責任者に報告しなければならない。

##### 5 改善を求める事項等の通知

システム総括責任者は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に通知するものとする。

##### 6 所属長のとるべき措置

5の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置をとり、その結果をシステム管理者を経てシステム総括責任者に報告しなければならない。

#### 第5 特別監査

##### 1 特別監査の実施

システム管理者及び運用主管課長は、協議の上、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、システム総括責任者及び運用主管部長の承認を得て実施するものとする。

##### 2 通常監査に関する規定の準用

第4の3から6までの規定は、特別監査について準用する。この場合において、「システム総括責任者」とあるのは「システム総括責任者及び運用主管部長」と、「システム管理者」とあるのは「実施責任者」と読み替えるものとする。

#### 第6 予備監査

第4の規定は、予備監査について準用する。

#### 第7 補則

この要領に定めるもののほか、監査に関する必要な細目事項は、総務部長が定めるものとする。